



添付書類	<p>① 出産者氏名・出産予定日を記載した証明書または、母子手帳の氏名と出産予定日が記載してあるページのコピー</p> <p>② 資格喪失後の出産の場合は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夫の被扶養者である場合 → 当該健保組合が発行する 「(出産育児一時金)不支給証明書」</li> <li>・ 国民健康保険に加入の場合 → 国民健康保険証のコピー</li> </ul> <p>③ 生まれた子を被扶養者にする場合は、「被扶養者届」→ 出産後 * 別途確認書類が必要</p>
------	--

【記入項目の説明】

番号	項目名	説明
①	標題	本人の出産の場合は、“被保険者”に、家族の出産の場合は“家族”に○を付ける。
②	被保険者証の記号番号等	健康保険証の記号番号、被保険者氏名、所属、資格取得日、喪失している場合は資格喪失日（退職日の翌日等）を記入する。 喪失している場合は、以下の要件をクリアしていること。 ア. 資格取得日から資格喪失日まで1年以上ある。 イ. 出産の日が資格喪失日から6ヶ月以内である。 * 被保険者資格を喪失した後に「被扶養者」が出産しても、家族出産育児一時金は対象にはなりません。
③	被保険者記入欄	本人が記入・署名する。
④	受取代理人欄	医療機関等が記入する。 受取代理人として 住所・名称・電話番号及び振込口座 金融機関名・番号・口座名義

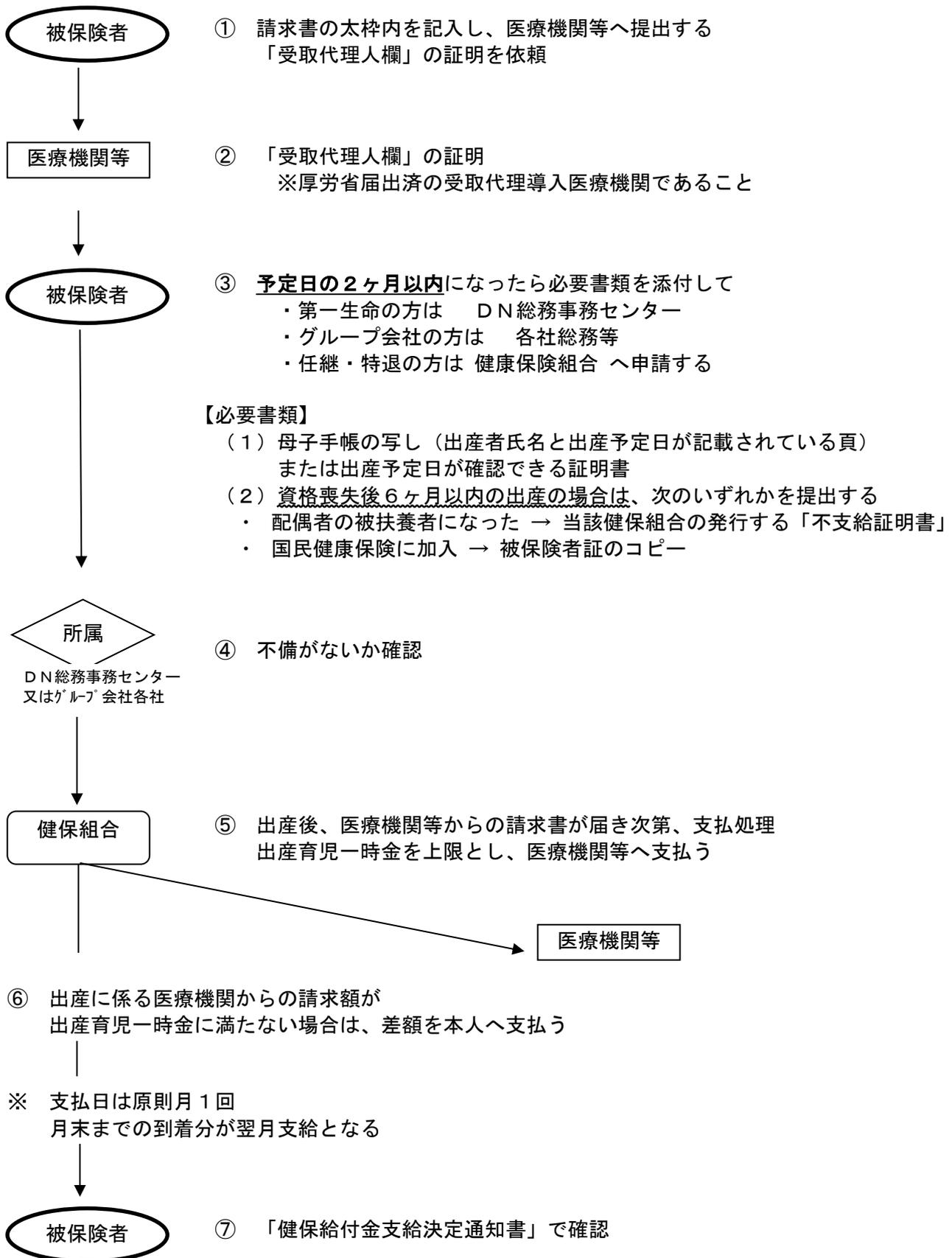
## Q & A

Q 1. 出産費用が出産育児一時金を下回った場合、差額はどのようにしますか？

A 1. 出産後、受取代理人（医療機関）からの請求によりその事実を確認した後、被保険者の方へ、差額の支給処理を行います。支給日は確認した時点の月末締め翌月25日（休日の際は翌営業日）払いです。

# 出産育児一時金の受取代理申請をする方へ

～申請から支払いまでの流れ～



## (注意事項)

- ◆ 受取代理制度の適用を厚生労働省へ届出した医療機関等に限られます。直接支払制度を適用している医療機関等の場合は、直接支払制度をご利用願います。
- ◆ 出産予定日まで**2ヶ月以内**の方が、出産予定の医療機関等で受取代理の同意を得ることが条件となります。海外で出産される方は事前申請の対象になりません。
- ◆ 母子手帳の写し（出産者氏名・出産予定日が記載されている頁）又は、出産予定日がわかる証明書を添付してください。
- ◆ 資格喪失後、6ヶ月以内の出産については、申請時に加入している健康保険によって必要書類が異なります。
  - （1）配偶者の被扶養者である場合・・・当該健保組合の発行する「不支給証明書」
  - （2）国民健康保険に加入している場合・・・被保険者証のコピー
- ◆ 請求書提出後、請求書で定めた受取代理人である医療機関以外で出産することになった場合は、速やかにご連絡ください。

R5.4 改訂